別表第七二号の四中「（原産地証明書の提出）」を削り、同表中第七二号の五を第七二号の六とし、第七二号の四の次に次の一号を加える。

七二の五	関税暫定措置法施行令第二十九条ただし書（原産地証明書の有効期間）の規定による承認の申請

別表第七三号の二中「明細書の添付」の下に「（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」を加え、同表第七三号の三中「同条第六項、第八項」を「同条第四項において準用する同令第十条、同令第三十三条第六項、第八項、第十一項」に改め、同表第七三号の六中「提出」の下に「又は同条第二項の規定による届出書の提出」を加え、同表第七三号の八中「提出」の下に「又は同条第二項の規定による届出書の提出」を加え、同号を同表第七三号の一一とし、同表第七三号の七の次に次の三号を加える。

七三の八	関税暫定措置法施行令第三十五条（変質等による減税手続）の規定による申請書の提出
七三の九	関税暫定措置法施行令第三十六条第一項又は第二項（亡失及び滅却の届出）の規定による届出書の提出
七三の一〇	関税暫定措置法施行令第三十七条（減免税物品の転用ができる場合）において準用する関税定率法施行令第六十一条の二第二項の規定による申請書の提出及び書類の添付

別表第七六号の次に次の三号を加える。

七六の二	とん税法第九条第一項（担保）の規定による承認の申請
七六の三	とん税法第十一条（不服申立て）において準用する関税法第八十九条第一項の規定による再調査の請求
七六の四	とん税法施行令（昭和三十二年政令第四十八号）第一条第一項（船長以外の者を納税義務者とする場合の承認の申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第二項の規定による登記事項証明書の添付

別表第七七号中「（昭和三十二年政令第四十八号）」を削り、同表第七八号中「準用する」の下に「関税法施行令第八条の二各項の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出、とん税法施行令第六条第一項において準用する」を、「申請」の下に「又はとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出」を加え、同号の次に次の二号を加える。

七八の二	特別とん税法第四条第二項（納税義務者）の規定による承認の申請
七八の三	特別とん税法第六条（とん税法の規定の準用）において準用するとん税法第十一条において準用する関税法第八十九条第一項の規定による再調査の請求

別表第七九号中「第六条第一項において準用する」の下に「関税法施行令第八条の二各項の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出、特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する」を、「申請」の下に「又は特別とん税法施行令第三条第二項において準用するとん税法施行令第六条第一項において準用する関税法施行令第八条の五第一項の規定による書面の提出」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七九の二	消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第八条第三項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税）の規定による承認の申請

別表第八〇号中「（昭和六十三年法律第百八号）」を削り、同表第八七号の二中「国際観光旅客税に係る」を削り、同号を同表第八七号の八とし、同号の次に次の三号を加える。

八七の九	国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第三項（災害等による期限の延長）の規定による申請（税関長に対するものに限る。）
八七の一〇	国税通則法施行令第十六条各項（担保の提供手続）の規定による書類（財務省令で定めるものに限る。）の提出（税関長に対するものに限る。）
八七の一一	国税通則法施行令第十八条第一項（金銭担保による納付の手続）の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）

別表第八七号の次に次の六号を加える。

八七の二	国税通則法第八十一条第一項（再調査の請求書の記載事項等）の規定による書面の提出又は同条第三項の規定により補正された書面の提出（いずれも税関長に対するものに限る。）
八七の三	国税通則法第八十四条第一項（決定の手続等）の規定による申立て、同条第三項の規定による許可の申請又は同条第六項の規定による証拠書類若しくは証拠物の提出（いずれも税関長に対するものに限る。）
八七の四	国税通則法第百五条第二項（不服申立てと国税の徴収との関係）の規定による申立て又は同条第三項の規定による差押えをしないこと若しくは差押えを解除することの求め（いずれも税関長に対するものに限る。）
八七の五	国税通則法第百六条第三項（不服申立人の地位の承継）の規定による届出書の提出及び書面の添付又は同条第四項の規定による許可の申請（いずれも税関長に対するものに限る。）
八七の六	国税通則法第百九条第一項（参加人）の規定による許可の申請（税関長に対するものに限る。）
八七の七	国税通則法第百十条第一項（不服申立ての取下げ）の規定による書面の提出（税関長に対するものに限る。）

別表第八八号中「（昭和三十七年政令第百三十五号）」を削り、同号の次に次の二号を加える。

八八の二	国税通則法施行令第三十一条の二（再調査の請求書の添付書面）の規定による書面の添付（税関長に対するものに限る。）
八八の三	国税通則法施行令第三十七条の二第一項（代理人等の権限の証明等）の規定による証明（同条第二項の規定による届出、同条第三項において準用する同条第一項前段の規定による証明又は同条第三項において準用する同条第二項の規定による届出（いずれも税関長に対するものに限る。）

別表中第八九号の二を第八九号の六とし、同号の次に次の七号を加える。

八九の七	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百一号）第三条（車両等の輸入手続）の規定による一時輸入書類の提出及び認証を受けたことを示す書類の添付
八九の八	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第五条第二項（輸入税の軽減等）の規定による承認の申請
八九の九	自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和三十九年政令第百八十二号。以下「自家用自動車特例法施行令」という。）第四条第一項（非居住者が免税車両を使用する場合の届出）の規定による書類の提出及び同条第二項の規定による書類の添付
八九の一〇	自家用自動車特例法施行令第五条第一項（居住者の運転の承認申請手続）の規定による申請書の提出又は同条第三項の規定による届出
八九の一一	自家用自動車特例法施行令第六条第一項（譲渡の届出等）の規定による書類の提出、同条第二項の規定による申請書の提出及び書類の添付又は同条第三項の規定による報告
八九の一二	自家用自動車特例法施行令第八条（免税車両等を輸出しない場合の届出）の規定による書類の提出
八九の一三	自家用自動車特例法施行令第九条（差押えの場合の届出）の規定による書類の提出

別表第八九号の次に次の四号を加える。

八九の二	輸徴法施行令第四条（保税運送のための郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の返送
八九の三	輸徴法施行令第六条（交付できない郵便物に係る書面の取扱い）の規定による書面の返送
八九の四	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の二第三項（海軍販売所等に対する物品の譲渡に係る免税）において準用する消費税法第八条第三項の規定による承認の申請
八九の五	租税特別措置法第八十七条の六第三項（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税）の規定による承認の申請